

区営住宅等における余剰地の活用について

1 主旨

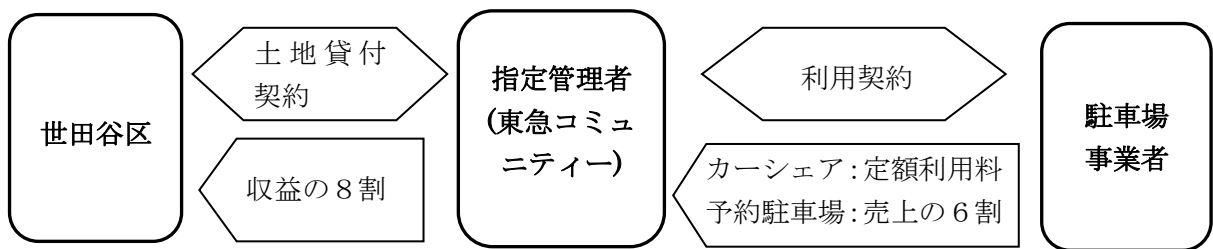
区営住宅等の公共施設は、税外収入の確保に向けた取り組みや、周辺住民への地域貢献の役割が求められており、第四次住宅整備方針においても公的住宅における余剰地の活用検討を基本施策としている。

区では、区営住宅等の空き駐車場活用について検討を行い、カーシェアリング及び予約制有料駐車場の誘致を実施するなど余剰地の活用に取り組み、税外収入の確保を図る。

2 概要

(1) 契約について

区は、指定管理者と空き駐車場の土地貸付契約締結を行い、指定管理者は駐車場運営事業者の選定及び利用契約を締結する。なお、土地貸付料については、指定管理者のカーシェアリング及び予約制有料駐車場に係る収入の8割とする。



(2) 実施団地について

団地名	所在地	活用方法	台数
赤堤一丁目アパート	赤堤1-37-11	カーシェアリング	1
玉川三丁目アパート	玉川3-27-1	予約制有料駐車場	3
玉川四丁目アパート	玉川4-16-7	予約制有料駐車場	3

※予約制有料駐車場とは：1日単位で会員がネット予約で利用できる駐車場

3 経費

歳入：令和3年度 503千円（予定）
カーシェアリング@13,600×5ヵ月
＋予約制有料駐車場
（@11,232×3台＋@12,960×3台）×6ヵ月
令和4年度 1,034千円（予定）
歳出：なし

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月 土地貸付契約の締結（区・指定管理者）
カーシェアリング及び予約制有料駐車場の運営開始
※実施結果を踏まえて、令和4年度以降の継続及び拡充を検討する。